

平成 29 年度 予算ならびに施策に 対する要望事項



平成 28 年 8 月

— 目 次 —

No	要 望 事 項	区分	県 所 管	頁
1	災害被災者の生活再建支援に係る制度の拡充等見直しについて 【重点要望】	(継続)	総合政策部	1
2	新駅問題の早期解決について 【重点要望】	(継続)	総合政策部	2
3	新駅問題（後継プラン）の取り組みについて 【重点要望】	(継続)	総合政策部、琵琶湖環境部 商工観光労働部、土木交通部	4
4	滋賀県市町振興資金による財政支援について	(継続)	総務部	6
5	公共投資の地方負担低減につながる財政支援について	(継続)	総務部	7
6	地方創生に向けた取り組みの推進について 【重点要望】	(継続)	総務部	8
7	産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について 【重点要望】	(継続)	琵琶湖環境部	9
8	獣被害防止対策と交付金事業の充実について	(継続)	琵琶湖環境部 農政水産部	10
9	守山栗東雨水幹線の事業促進について	(継続)	琵琶湖環境部	11
10	国民健康保険税（料）の全県統一等について 【重点要望】	(継続)	健康医療福祉部	12
11	強度行動障がい者の処遇改善について	(継続)	健康医療福祉部	13
12	地域生活支援事業の国・県補助額の適正化について	(継続)	健康医療福祉部	14
13	介護保険事業の財源確保と必要な財政措置について	(継続)	健康医療福祉部	15
14	一級河川の改良事業等促進について 【重点要望】	(継続)	土木交通部	16
15	野洲川改修事業の促進等について 【重点要望】	(継続)	土木交通部	18
16	野洲川管理用道路の整備について	(継続)	土木交通部	19
17	国道バイパスに関する事業促進について 【重点要望】	(継続)	土木交通部	20
18	国道等（1号・8号、栗東第二IC）の合流箇所における歩道整備について	(継続)	土木交通部	21
19	県施行による都市計画道路等の事業促進について 【重点要望】	(継続)	土木交通部	22
20	主要地方道栗東信楽線の改修整備計画について 【重点要望】	(新規)	土木交通部	24
21	道路事業費の確保について 【重点要望】	(継続)	土木交通部	25
22	急傾斜地崩壊対策事業の早期完成について	(継続)	土木交通部	26
23	急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の要件緩和について 【重点要望】	(継続)	土木交通部	28
24	観音寺地先の砂防えん堤事業について	(継続)	土木交通部	29
25	コミュニティバス運行対策費補助金制度の見直しについて	(継続)	土木交通部	31
26	J R在来線（琵琶湖線・草津線）の整備について 【重点要望】	(継続)	土木交通部	32
27	公立学校施設大規模改造事業に対する国の財政的支援の堅持について 【重点要望】	(継続)	教育委員会	33
28	学校給食共同調理場建設に対する国の財政的支援の堅持について 【重点要望】	(新規)	教育委員会	34
29	特別支援教育加配教員の配置について 【重点要望】	(継続)	教育委員会	35
30	特別支援学級の編制基準の引き下げについて 【重点要望】	(新規)	教育委員会	36
31	栗東警察署の設置について	(継続)	警察本部	37
32	警察官の増員配置について	(継続)	警察本部	38

【総合政策部】

1. 災害被災者の生活再建支援に係る制度の拡充等見直しについて

〔現状と課題〕

災害により被害を受けた被災者が、速やかに復旧を行い安定した生活を取り戻すために、被災者生活再建に係る支援制度の拡充が必要です。

〔要望内容〕

被災者生活再建支援法に基づく支援制度において、その適用要件の緩和や拡大による生活再建支援の充実について、特段の配慮をお願いします。

（担当 市民部 危機管理課）

【総合政策部】

2. 新駅問題の早期解決について

〔現状と課題〕

平成19年の新幹線新駅中止以降、新幹線新駅の中止に起因した地元地権者への対応や市への財政支援等に県として取り組んでいただいておりますが、平成24年8月の新駅発言をはじめとする知事や県の地権者に対する対応や説明、また市との連携体制等に対し、市民・地域・地権者の不信・不満は今なおあります。

新駅問題にかかる諸問題の一日も早い解決と、まちづくり基本構想（以下、「後継プラン」という。）完遂に向け、県にはこれまでの経緯をふまえ、適切な役割分担のもと、相互に連携協力を図りながら一層積極的、かつ主体的に取り組まれる姿勢が望まれています。

〔要望内容〕

1. 主体的な取り組みについて

知事から市長に出された平成24年12月27日付け「新幹線新駅問題に係る今後の取り組みについて」の文書内容の確実な履行により、後継プランの早期完遂を目指し、滋賀県・栗東市新幹線新駅問題対策協議会および検討ワーキング、県市定例会議において、市と共に考え、提案し、引き続き積極的な姿勢とスピード感をもって、主体的に取り組まれるよう、特段の配慮をお願いします。

2. 県職員の専従配置について

地権者をはじめとする関係者の意向把握や県・市の連携した動きは継続して必要となることから、新幹線新駅中止に係る諸課題の全てが解決されるまでは、専従配置の継続により県の責任を果たされ、市と共に事業推進に取り組まれるよう、継続した専従について、特段の配慮をお願いします。

3. 財政的負担について

県から市への財政上の対応について、平成21年3月27日に締結した基本合意書、平成24年12月27日付け「新幹線新駅問題に係る今後の取り組みについて」および平成26年3月17日の変更覚書に基づき、今後も後継プランの事業完遂に向け、誠意ある支援を確実に行うよう、特段の配慮をお願いします。

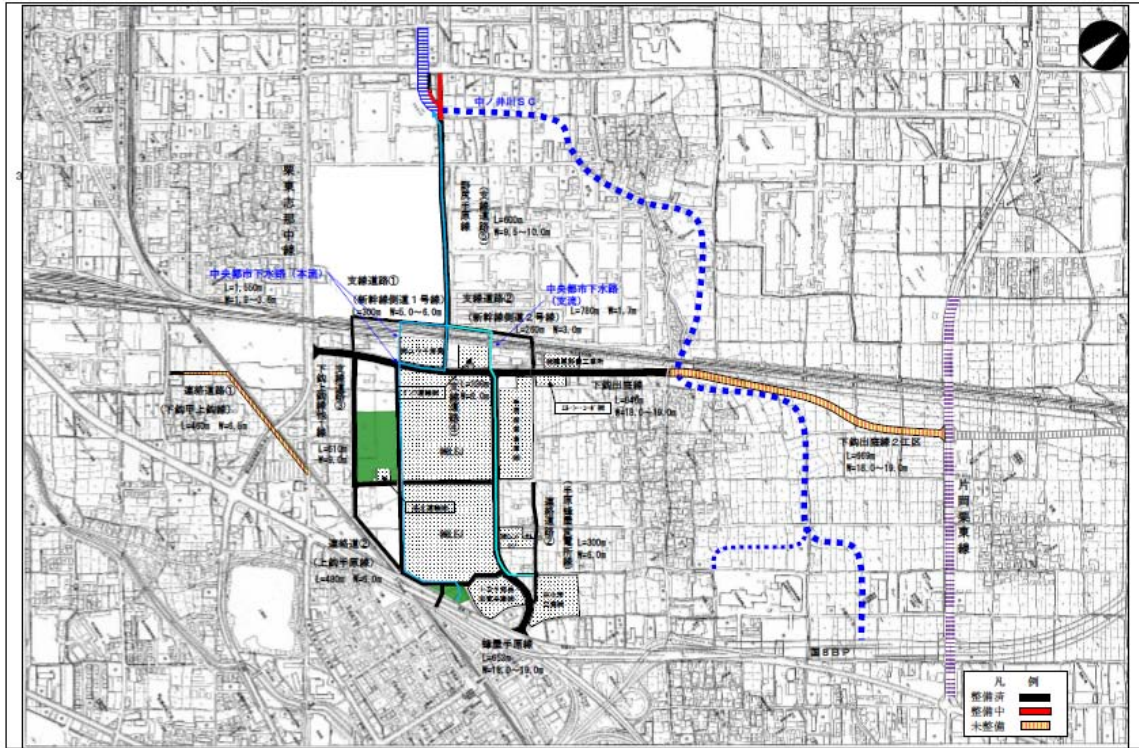
4. 旧市土地開発公社用地に係る問題の解決について

後継プランの具現化を進める中で、新幹線新駅中止および土地区画整理事業の廃止により、事業目的を失った旧市土地開発公社所有地については、活用や事業化あるいは処分について円滑に進められるよう、具体的な支援に特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕

まちづくり基本構想（後継プラン） 位置図

資料 池田県・栗東市



（担当 建設部 国・県事業対策課）

【総合政策部】【琵琶湖環境部】【商工観光労働部】【土木交通部】

3. 新駅問題(後継プラン)の取り組みについて

〔現状と課題〕

滋賀県と本市は、平成21年10月末に新幹線新駅に代わる新たなまちづくりとして、まちづくり基本構想（以下、「後継プラン」という。）を作成し、地域・地権者に対し、短期での基盤整備実施、企業立地促進、また地域のまちづくり計画の策定について、積極的に取り組んでいくと約束してきました。

また、当該地域は、滋賀県南部地域振興プランに特別プロジェクトとして位置づけ、広域的見地からの都市的発展を図るため、基盤整備の推進、企業立地の促進を積極的に行い、地域づくりを行うことが掲げられています。以来、6年が経過しましたが、各事業の実施に取り組む中で、諸課題は山積しており、県はその責任と役割に基づき、財政的負担・支援だけではなく、関連する事業の具体的な対応など、一層積極的かつ主体的な取り組みが求められています。

〔要望内容〕

1. 地域のまちづくりについて

地元および地権者は新駅中止、新都心土地区画整理事業廃止により、後継プランの早期実現を望まれています。平成24年度には地区担当を配置し、情報発信や企業からの進出相談などに対応していますが、立地が思うようには進まず地権者にはまだまだ不満が残っています。早期対応は、後継プランの全地権者対象説明会時に、知事自ら約束した内容です。よって、政策変更に対応する責任の重要性に鑑み、後継プランの早期実現に向けた主体的な対応姿勢について、特段の配意をお願いします。

2. 基盤整備について

後継プランに係る基盤整備について、社会資本整備総合交付金事業の採択を受け整備を進めていますが、特に今年度は、要望額に対し内示額は大きく下回り、短期で実施することが困難になるおそれがあります。ついては、事業促進が円滑に図れるように国費補助にかかる予算確保等の総合的な支援について、特段の配意をお願いします。

3. 関連する県事業について

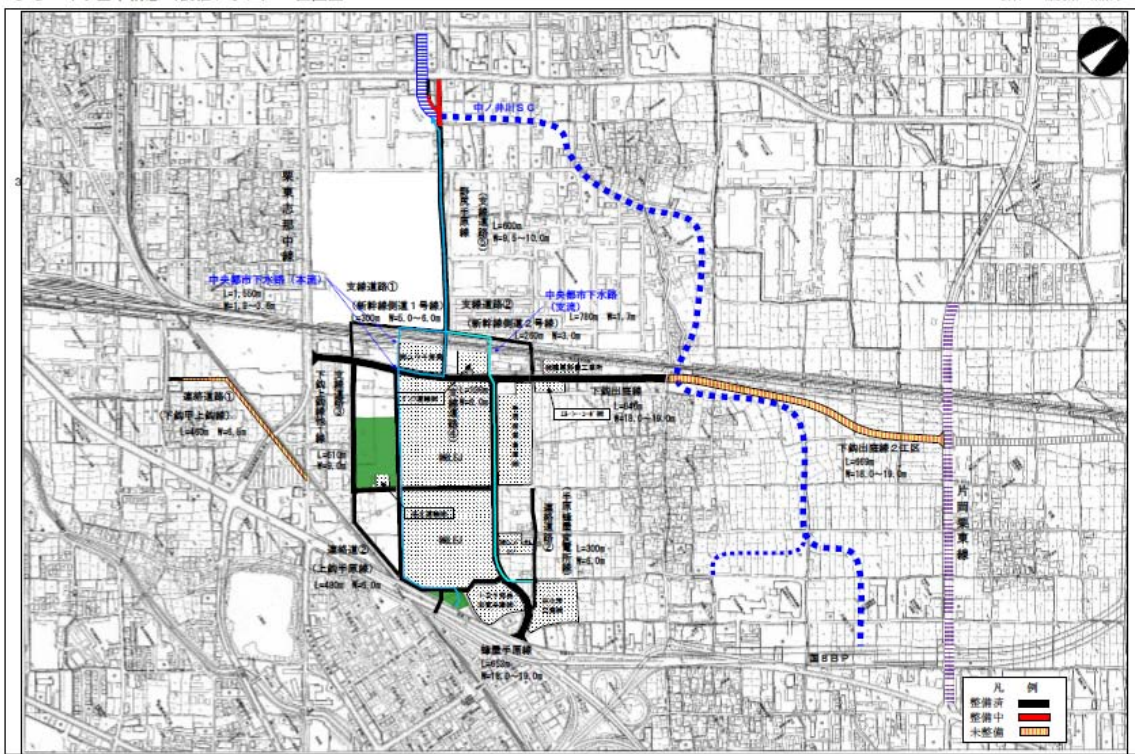
後継プランに明記した各種事業の確実な実施、ならびにその効果を最大限に活かしていくため、関連する県事業（中ノ井川ショートカット事業、主要地方道栗東志那中線、県道片岡栗東線）の着実な実施をいただくよう、引き続き特段の配意をお願いします。

4. 企業立地促進施策について

単に既存の制度の活用だけではなく、「環境立県滋賀」として県独自の施策の創設や新駅問題特定プロジェクト対策室をワンストップとした商労部局等との連携を密にし、企業誘致推進室職員を兼務されていることを有効に生かし積極的な対応をいただくよう、特段の配意をお願いします。

まちづくり基本構想（後継プラン） 位置図

資料 滋賀県・栗東市



5

継 続

【総務部】

4. 滋賀県市町振興資金による財政支援について

〔現状と課題〕

本市においては、景気低迷による税収の減少や新幹線新駅中止による負の影響などにより、平成19年度以降、大幅な収支不均衡が生じたことから、「財政再構築プログラム」や「(新) 集中改革プラン」といった数次にわたる行財政改革を実施してきました。

また、これと併せて、栗東市土地開発公社の抜本的改革を進め、第三セクター等改革推進債の発行により、同公社を解散しました。

こうした中で、滋賀県におかれては、県内市町に資金貸付を行う「滋賀県市町振興資金」に、財政健全化貸付制度を創設され、本市への財政支援をいただいたところです。

本市においては、行財政改革の効果は、ほぼ予定どおり達成しているものの、今後もその効果を維持しながら、平成30年度での財政健全化の達成に向けた取り組みを引き続き進めていく必要があります。また、厳しい中にあっても社会経済情勢の変化や市民ニーズに応えるための施策を実施するにあたり、これに対応し得る財源確保が必要となります。

〔要望内容〕

本市においては、財政健全化に向けた行財政の諸改革に取り組んでいますが、まだまだ、厳しい財政状況に変わりはありません。

このことから、低利かつ安定的な資金貸付をいただける市町振興資金貸付制度を、今後も維持・継続していただき、本市の財政健全化に向けた取り組みに対して積極的な財政支援を講じていただけるよう、引き続き特段のご配慮をお願いします。

(担当 政策推進部 財政課)

継 続

【総務部】

5. 公共投資の地方負担低減につながる財政支援について

〔現状と課題〕

本市においては、厳しい財政事情を踏まえ、様々な行財政改革の実施による財政の健全化に努めているところです。

国内景気の動向も緩やかな回復基調とされているものの、政府が打ち出されている景気回復策の好影響が地方レベルにまで浸透してくるのには、まだまだ時間を要するのではないかと考えています。

こうした中で過年度、国の経済対策に関し追加された公共投資の地方負担に充てる「地域の元気臨時交付金」や「がんばる地域交付金」は、経費の使途が幅広であると同時に、地方負担の低減にもつながりました。

これにより、当該交付金は、本市の既存の予算枠内では実施できなかった事業の実現に大きく寄与し、併せて、緊急経済対策における公共投資の円滑な実施に非常に有効であったものです。

〔要望内容〕

本市においては、財政健全化に向けた行財政の諸改革に取り組んでいますが、まだまだ、厳しい財政状況に変わりはありません。

財政上の制約から実施できていない公共施設等の整備について、上記のような交付金制度を今後も導入されることは、公共投資にかかる地方負担の低減による施設整備の実現とともに、地方経済への景気対策・貢献の観点からもより有効なものと考えており、地方に対するそうした財政支援措置をさらに講じていただきたく引き続き特段の配意をお願いします。

(担当 政策推進部 財政課)

【総務部】

6. 地方創生に向けた取り組みの推進について

【現状と課題】

本市の人口は、2045年までは緩やかに増加していくものの、年少人口（0歳～14歳）は2015年をピークに、また、生産年齢人口（15歳～64歳）は2030年をピークに減少に転じ、一方、老年人口（65歳以上）は2045年まで一貫して増加を続け全体人口に対し23.9%を占めると推計しており、急激な高齢化の進行が社会経済の構造を変化させ、地域活力を低下させる重要な課題となっています。

人口減少・超高齢化という喫緊の課題に対応するため、全国の自治体において、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、それぞれの特性を活かした自立的で持続的な地域社会の創生に取り組むことが求められており、本市におきましても、平成27年度に栗東市人口ビジョンならびに栗東市総合戦略を策定し、人口減少や地域経済の縮小の克服をはじめとする地方創生の取り組みを推進しているところです。

国では、地方創生の取り組みに対して、従来とは次元の異なる大胆な政策を実行していくものとされていますが、即効性のある施策と効果が緩やかに表れる施策とがあり、中長期的な取り組みを行うことが必要であると考えられます。

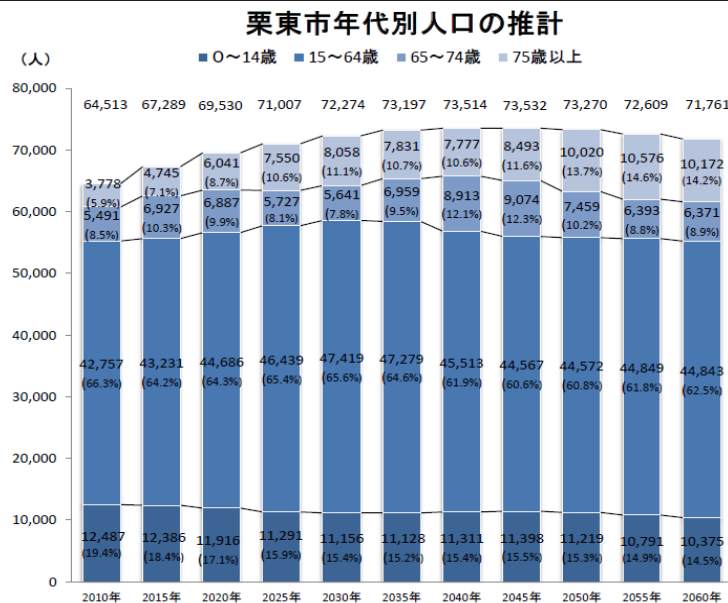
また、地域によって人口動態の自然減・社会減の影響度は異なるため、地方自治体の自主的な取り組みを効率的、効果的に推進するためには、地域の主体的かつ弾力的な取り組みを継続して行う必要があります。総合戦略期間である5か年の予算確保をはじめ、柔軟性のある制度であることが必要です。

【要望内容】

地方創生に向けた取り組みを着実に推進するため、地方創生関連交付金の対象となる事業について、地域間連携や多様な主体との協働など、全国一律の基準とすることなく、地域の実情に応じ、地域再生計画の認定も含め、柔軟な制度運用をお願いします。

また、交付金について、自由度の高いものとし、総額を確保いただくとともに、地方財政計画において、地方一般財源の総額確保を含め、十分な財源の継続確保をいただくよう、特段の配慮をお願いします。

【図面・写真等】



（担当 政策推進部 元気創造政策課）

【琵琶湖環境部】

7. 産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について

〔現状と課題〕（背景・要望する理由など）

R D最終処分場問題は、発生から16年が経過し、現在まで周辺住民をはじめ市民県民は、生活環境への影響などに対し不安を抱えています。そのような中、平成24年度には周辺自治会の同意を得た一次対策工事が実施され、問題解決に向け大きく前進しました。

また平成24年10月には、二次対策工事の実施に当たっての協定書および確認書が、県と周辺自治会との間で締結され、平成25年度より二次対策工事が実施されております。

しかし、その工事期間は影響確認のため随時行われている浸透水および地下水モニタリング調査期間も含め、長期間となります。

このようなことから、地下水汚染の防止および市民の不安解消と安全安心のためにも、示されたスケジュールどおり、着実な対策工事が実施されるとともに、期間中の周辺環境対策についても確実な実施が求められております。

〔要望内容〕

地下水汚染拡散の防止ならびに市民の安全安心を確保するため、R D最終処分場の二次対策工事については、地元住民・市との連携、情報共有を図りながら、年次計画どおり円滑かつ確実に進め、工事実施に伴う不測の事態には的確に対処するなど、周辺住民の方々が早期に安心して暮らせるよう、特段の配慮をお願いします。

また、最終処分場跡地利用についても地元住民の意見が反映され、工事完了後速やかに有効に活用されるよう、特段の配慮をお願いします。

（担当 環境経済部 環境政策課）

継 続

【琵琶湖環境部】【農政水産部】

8. 獣被害防止対策と交付金事業の充実について

〔現状と課題〕

農林業分野において、獣被害の拡大が生産意欲の低下、耕作放棄地の増加等深刻な問題となっています。本市では、国の緊急経済対策による緊急捕獲対策を活用し、「栗東市鳥獣被害防止計画」を策定し、地域との連携で防護柵・電気柵の設置による被害拡大防止策や、箱ワナによる有害鳥獣の捕獲等に取り組んでいます。

しかし、有害鳥獣の行動範囲は市域をまたぐことから、各市での取り組みだけでは捕獲数の増加に限界が生じており、県域での取り組みが必要であると考えます。

〔要望内容〕

西部・南部地域の4市で広域的な地域協議会を設立し、有害獣の生息場所や移動等の情報共有に努めるとともに、技術交流による先進的な捕獲・防護設備の整備を実施してきましたが、市域をまたがる被害については、県主体による対策を講じるなど特段の配慮をお願いします。

また、「鳥獣被害防止総合対策交付金事業」の継続的な予算確保とさらなる予算の充実について、特段の配慮をお願いします。

(担当 環境経済部 農林課)

継 続

【琵琶湖環境部】

9. 守山栗東雨水幹線の事業促進について

〔現状と課題〕

守山栗東雨水幹線事業において、守山市三宅町から栗東市出庭（宅屋地先）（全計画延長 4,833m のうち約 3,825m）まで事業が完了し、栗東市に於いては計 6 箇所の接続点のうち現在接続可能な 1 箇所目の接続工事を実施しました。

しかし、今日に於いても今なお続いている出庭清水ヶ丘での浸水解消に向け、出庭工区管渠工事（約 1,008m）の最上流部までの早期完成が強く望まれています。

出庭清水ヶ丘での浸水解消については、出庭工区管渠工事（約 1,008m）の最上流部までの完了が必須となり、平成 29 年度の工事着手に向けて詳細設計や調査等業務を順次遅延なく進めていただくことが必要です。

〔要望内容〕

出庭工区管渠工事について、地元自治会をはじめ関係機関との十分な協議、調整を図るなかで、全線を早期に完了いただくよう特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕

守山・栗東雨水幹線



（担当 上下水道事業所 上下水道課）

【健康医療福祉部】

10. 国民健康保険税(料)の全県統一等について

〔現状と課題〕

平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」が成立し、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営の中心的な役割が、平成30年度に市町村から都道府県へ移行することとなります。

滋賀県においては「滋賀県国民健康保険運営方針等検討協議会」において具体的な検討がなされているところですが、保険税(料)のあり方については大変重要な検討項目であり、保険者が県全域で統一されることを踏まえ、公平性の観点から、75歳以上の方が対象の後期高齢者医療制度と同様に、国民健康保険の保険税(料)についても全県統一であるべきと考えます。

特に滋賀県は、各市町別の一人当たりの医療費の格差が1.2倍と全国で最も少ないにもかかわらず、保険税(料)の格差は1.5倍になっています。医療を受ける機会がほぼ均一である滋賀県は、全国の都道府県の中でも最も早期に統一保険税(料)の実現できる県であると言えます。

前出、前身の滋賀県設置の「滋賀県国民健康保険広域化協議会」が平成25年3月に作成された「滋賀県の市町村国保広域化に関する報告書」においても「全県で保険料を統一する必要がある。」とされています。

本市は、被保険者一人当たりの平均基準所得が高く、国および滋賀県の「財政調整交付金」算定の減額要因となり、交付金額が他市町より大幅に少なくなっており、これが本市の国保財政を逼迫させる主な原因になっています。

その結果、保険税率の引き上げを余儀なくされ、一人当たりの医療費は少ないにもかかわらず、保険税額は、県内で一番高くなっています。

この過度な財政調整による不公平な保険税(料)格差を是正し、低中所得者層の保険税負担を緩和し、安定した国保財政運営を行うため、「財政調整交付金」の算定方法の見直しが必要と考えます。

〔要望内容〕

平成30年度実施の国民健康保険運営の都道府県化にあたり、公平性の観点から、早期に統一保険税(料)を実現するよう、特段の配慮をお願いします。

また、都道府県化までの間、本市の国保財政を悪化させている原因となっている、国・県の「財政調整交付金」の見直しについて特段の配慮をお願いします。

(担当 健康福祉部 保険年金課)

継 続

【健康医療福祉部】

11. 強度行動障がい者の処遇改善について

〔現状と課題〕

強度行動障がい者の日中受け入れについては、県の「強度行動障害者通所特別支援事業費」を利用することができず、「栗東市強度行動障害者通所特別支援事業実施要綱」を改正し、市の事業として実施しています。

強度行動障がい者の処遇の改善を図るためには、継続して利用できる必要があります。

〔要望内容〕

強度行動障がい者が、日中支援事業所において安心して、安定したサービスが受けられるよう「強度行動障害者通所特別支援事業」においては、期間の限定なく継続した支援が受けられるよう見直しをしていただき、県の補助制度の継続について、特段の配慮をお願いします。

（担当 健康福祉部・障がい福祉課）

継 続

【健康医療福祉部】

12. 地域生活支援事業の国・県補助額の適正化について

〔現状と課題〕

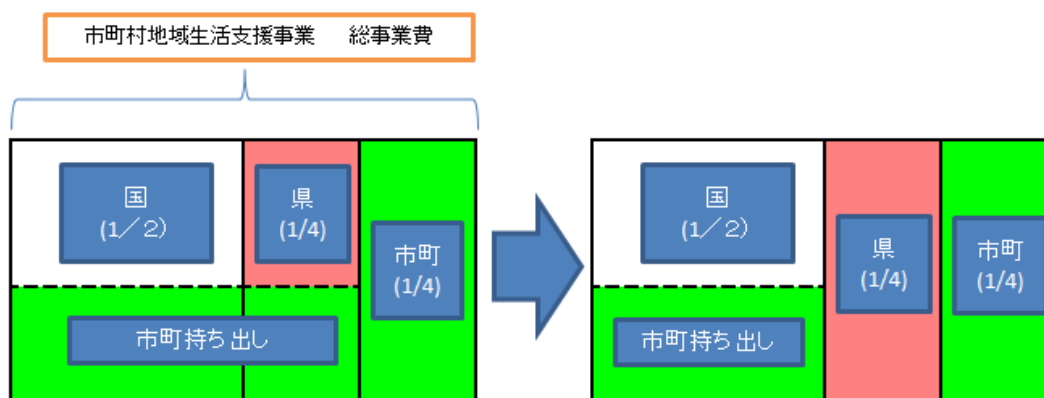
市町地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、各市町の柔軟な形態により事業を効果的・効率的に行うこととされていますが、地域生活支援事業には必須事業の利用拡大や、地域の特性や利用者の状況に応じた事業の実施を進める上で、財源確保の課題があります。

国の補助基準額は総事業費から見た補助必要額の6割程度にとどまり、県費についても国の補助基本額を根拠としており、国費・県費補助ともに事業費に見合う補助が得られない状況が続いているため、事業の財源確保に苦慮しています。

〔要望内容〕

市町地域生活支援事業にかかる十分な財源確保ができるように、実施事業費に見合う補助基準額を設定いただくとともに、補助金の増額について特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕



(担当 健康福祉部 障がい福祉課)

継 続

【健康医療福祉部】

13. 介護保険事業の財源確保と必要な財源措置について

〔現状と課題〕

- (1) 財政調整交付金は、第1号被保険者の人口構成・所得の状況により毎年変動しており、本市では5%基準を大きく割り込んでいます。交付率の変動は保険料基準額の算定においても大きく影響しています。このために近隣市との保険料比較において差が生じているのは不自然であり、理解も得にくいところです。

【調整交付金率の推移】

年度	22	23	24	25	26	27
調整交付金率	0.52	0.58	0.43	0.22	0.32	0.19

- (2) 介護保険制度における給付は個人給付ですが、保険料賦課においては世帯概念が導入されているため、被保険者の収入と保険料負担額の間に不均衡となっている事例が多くあり、低所得者にとって負担となっています。

〔要望内容〕

- (1) 介護給付費負担金は、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化いただくよう、特段の配慮をお願いします。
- (2) 第1号被保険者の保険料について、世帯概念を用いている賦課方式を改め、個人の所得や収入による賦課の方式等、より公平な保険料の設定となる制度へ見直しいただくよう、特段の配慮をお願いします。

(担当 健康福祉部 長寿福祉課)

【土木交通部】

14. 一級河川の改良事業等促進について

〔現状と課題〕

本市における雨水排水の根幹をなす3河川（金勝川、葉山川、中ノ井川）については、水害に弱い天井川であることに加え、関連する雨水幹線等からの内水排除の整備が進まず、大雨時に道路冠水や床下浸水等が多発し、沿川住民は絶えず不安と危険性に脅えている状況が依然長く続いています。

〔要望内容〕

1. 金勝川広域基幹河川改修事業の促進

県道六地藏草津線バイパス交差部上流部までの平地化事業の早期整備完了と、計画全線での整備完了に向けた着実な事業促進について、特段の配意をお願いします。

また、護岸の老朽化も激しく、全線での点検と必要な補強対策等の確実な実施について、特段の配意をお願いします。

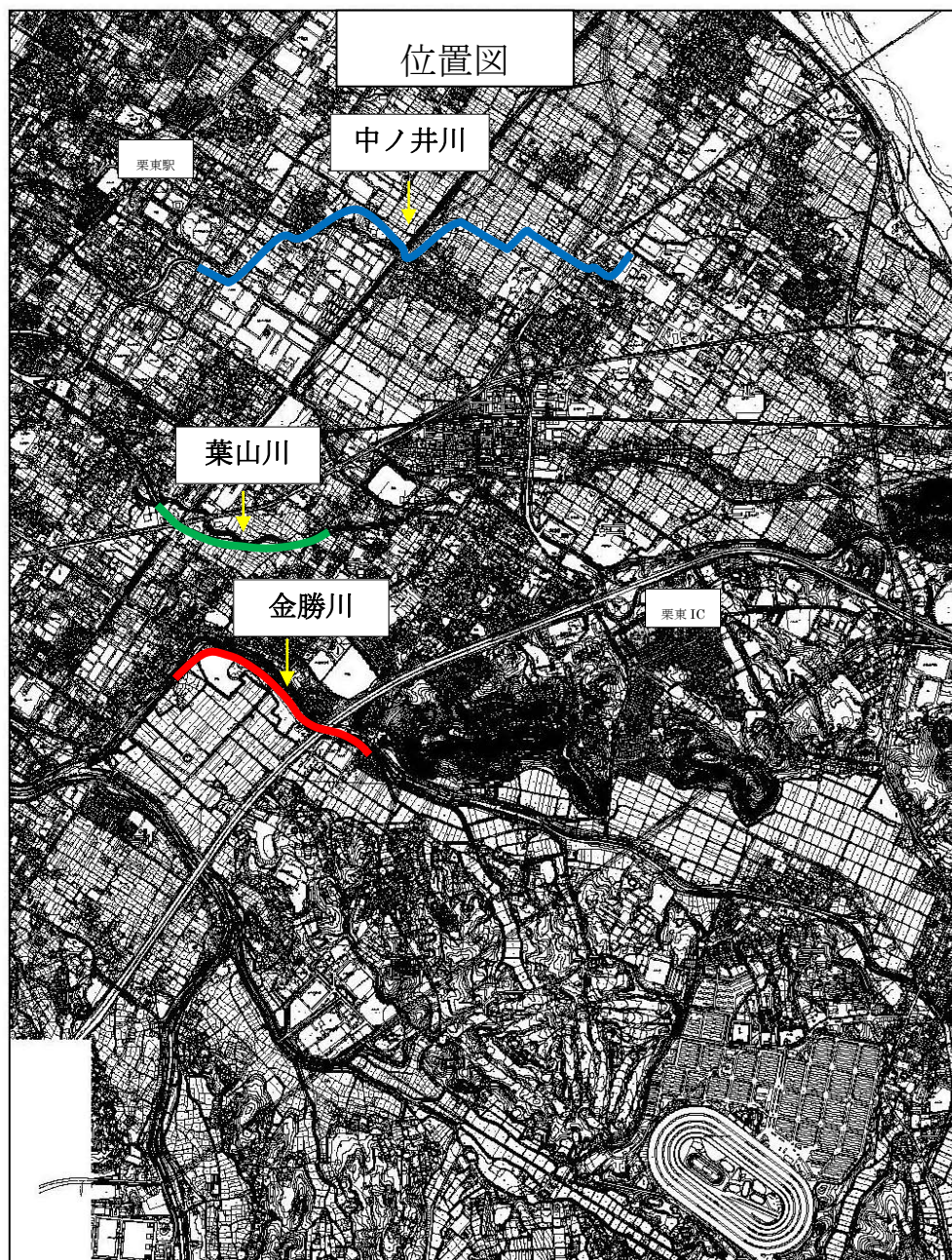
2. 葉山川広域基幹河川改修事業の促進

県道六地藏草津線下流で予定する平成31年度のセカンドタッチの確実な実施に加え、県道上流部区間の早期工事着手に向けた取り組みについて、特段の配意をお願いします。

3. 中ノ井川ショートカット事業の促進

継続する蜂屋、大橋地先での浸水被害の軽減に向け、中流域（蜂屋地先）で計画する暫定放水路の早期整備完了とともに平行して下流域からの着実な事業促進をされるよう、特段の配意をお願いします。

（担当 建設部 国・県事業対策課）



【土木交通部】

15. 野洲川改修事業の促進等について

〔現状と課題〕

野洲川は、琵琶湖に注ぐ県内最大の河川でありながら、野洲川左岸（11.2km～13.2km）付近については、流下能力不足から集中豪雨による増水・氾濫が心配され一日も早い護岸整備および河川改修が沿川地域住民の強い願いです。

また、野洲川運動公園については、多くの市民がスポーツレクリエーションを楽しむ場、憩いの場として定着しており、公園整備に際しては本市が、堤外民地を買収して整備し、適正な維持管理に努めています。

〔要望内容〕

野洲川左岸、栗東市林地先～伊勢落地先の河川改修整備と、維持管理について、流水の阻害となる樹木の撤去や堆積土砂の浚渫等、特段の配慮をお願いします。

野洲川運動公園については、公園整備に際しては本市が、堤外民地を買収して整備し、管理している点を考慮いただき、恒久的な占用および整備が可能となるよう、特段の配慮をお願いします。



（担当 建設部 国・県事業対策課）

継 続

【土木交通部】

16. 野洲川管理用道路の整備について

〔現状と課題〕

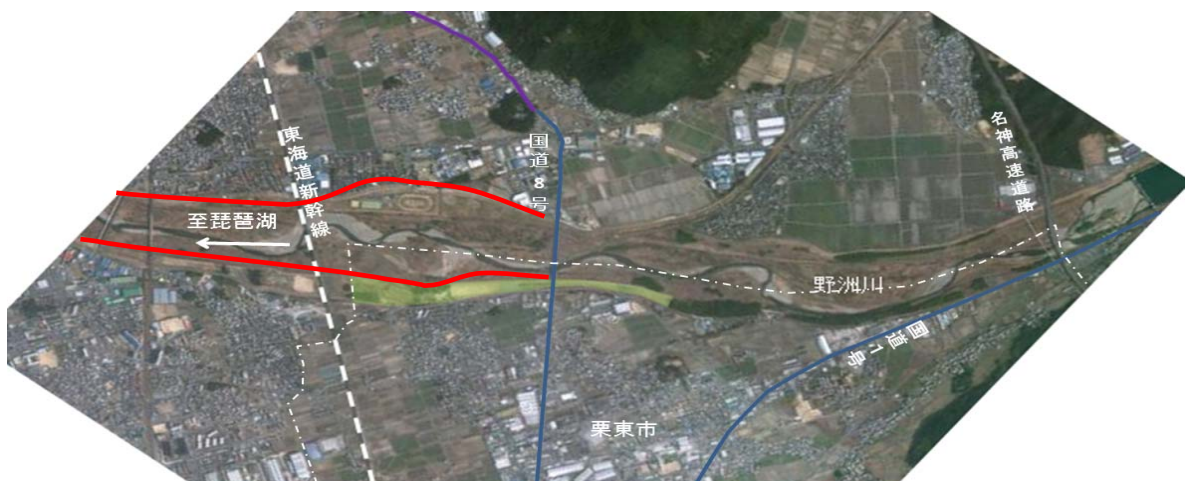
野洲川は守山・栗東・野洲市域を縦断的でほぼ直線的に流下しており、現在、国道8号から湖岸までの野洲川両岸における高水敷の管理用道路は部分的に整備されているものの、未舗装で雑草が繁茂する区間も存在しており円滑な移動に支障をきたしている状態であり、連続的な利用ができるよう整備することで、災害が発生した場合の避難経路や緊急輸送路として、重要な役割が果たせるものと考えます。

また、平常時には河川公園等を歩行者や自転車利用者が、野洲川の風を肌で感じながら行き来することで、「水」と「緑」に親しむ機会を提供することができると考えます。

〔要望内容〕

当該管理用道路について連続的な利用が可能となるよう、既存の管理用道路を活用した整備について、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕



(担当 建設部 国・県事業対策課)

【土木交通部】

17. 国道バイパスに関する事業促進について

〔現状と課題〕

国道1号および国道8号は、交通量の増大により慢性的な渋滞や交通事故などにより、流通および地域生活環境に大きな影響を及ぼしております。

本市においては、街路整備等を含め、交通渋滞の解消、交通安全確保のため、鋭意取り組みを進めています。

〔要望内容〕

① 栗東水口道路（国道1号バイパス）の整備促進

栗東水口道路（国道1号バイパス）の暫定供用後の通過交通対策について、検証と共に十分な対応をしていただくよう、特段の配慮をお願いします。

また、抜本的な通過交通対策のためには、残る県道川辺御園線までの区間（国施工、0.9^{キロメートル}）と山手幹線（県施工、3^{キロメートル}）の早期全線同時供用が必要であり、県と連携した整備促進について、特段の配慮をお願いします。

② 野洲栗東バイパス（国道8号バイパス）の整備促進

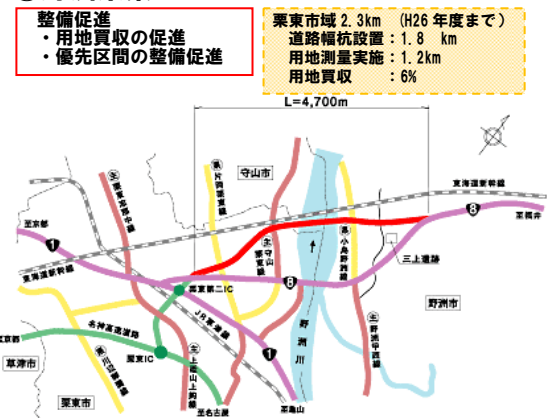
全区間の事業促進のため、生活道路・通学路等の分断対策や地域の環境対策への配慮等、十分な検討をお願いするとともに、用地買収の促進と優先区間とする栗東第二インターチェンジから県道片岡栗東線間の整備促進について、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕

① 栗東水口道路 I



② 野洲栗東バイパス



（担当 建設部 国・県事業対策課）

継 続

【土木交通部】

18. 国道等(1号・8号、栗東第二 IC)の合流箇所における歩道整備について

〔現状と課題〕

国道1号・8号、栗東第二 IC の合流箇所付近では、整備後50年が経過した現在においても国道部の歩道が途切れて、自転車・歩行者は迂回を余儀なくされ、狭小で勾配がきつく見通しの悪い国道1号の地下道などの通行では、車両との出会い頭の衝突事故が多発している現状であり、本市としましては交通安全対策に苦慮しております。

〔要望内容〕

近隣にはJR手原駅および第三次医療機関である済生会滋賀県病院があり、駅および病院利用者や沿線住民の地域間の往来等が安全に通行できるよう、国道等の合流箇所における歩道ネットワークの整備と国道1号・8号横断施設の設置および国道1号横断施設の改善に向け、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕



(担当 建設部 国・県事業対策課)

【土木交通部】

19. 県施行による都市計画道路等の事業促進について

〔現状と課題〕

本市では、慢性的な渋滞解消、交通安全の確保および地域経済の活性化に欠かすことのできない国道1号バイパス、8号バイパスと共に、道路ネットワーク網を構成する県道、更には関連する本市道路整備について、国道バイパスの整備効果を楽しむため「道路整備プログラム」による確実な事業促進に取り組んでいます。

〔要望内容〕

- ① 県道片岡栗東線（守山市～国道8号）の現道拡幅整備
国道8号バイパスおよび後継プランとの連携した整備促進について、特段の配意をお願いします。
- ② 山手幹線（国道1号バイパス先線、上砥山～草津市馬場町）の整備
国道1号バイパスの先線として必要不可欠な主要幹線道路であり、国道1号バイパスと連携した整備促進について、特段の配意をお願いします。
- ③ 主要地方道栗東信楽線（野洲川幹線）の事業促進
当該道路は幅員が狭く見通しが悪いことから事故が多発していることに加え、国道1号バイパスの開通により交通量が増加することから、早期整備について特段の配意をお願いします。
- ④ 都市計画道路下笠下砥山線（県道川辺御園線等）の整備
広域的な道路ネットワーク整備の観点から、国道1号から栗東水口道路Ⅰ・山手幹線までの区間、約3.3kmの県事業による事業化および整備促進について、特段の配意をお願いします。
- ⑤ 県道六地藏草津線（岡～川辺）のバイパス整備の促進
金勝川平地化事業との連携により、全線開通の早期整備について、特段の配意をお願いします。

（担当 建設部 国・県事業対策課）

【土木交通部】

20. 主要地方道栗東信楽線の改修整備計画について

〔現状と課題〕

平成元年の事業着手から平成11年の付替県道大津信楽線の事業着手と、着実に事業が進む中、平成17年の大戸川ダム凍結により「生活再建」事業の県道大津信楽線付替工事だけがダム予算をもって継続実施されています。

これまで主要地方道栗東信楽線と県道大津信楽線は平面交差していたものが、この付け替え工事では、上空26m上を付替県道大津信楽線が通過することとなるにも関わらず、主要地方道栗東信楽線の接続計画がいまだ未計画となっています。

このままでは、市民生活をはじめ地域間交流の重要機能が損なわれることとなります。

〔要望内容〕

地域住民の生活道路として、更には地域間交流や物流を支える幹線道路として重要な役割を持つ主要地方道栗東信楽線について、施工中の付替県道大津信楽線事業と合わせた交差点接続が図れるように整備計画の早期決定と事業着手いただくよう、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕



(担当 建設部 国・県事業対策課)

【土木交通部】

21. 道路事業費の確保について

〔現状と課題〕

本市では、道路整備プログラムに基づき、これまで整備されてきた道路ストックを最大限に活用し、インターチェンジやＪＲ各駅へのアクセス向上を図るとともに、道路を身近な生活空間として地域住民の生活向上と安全・安心に暮らせるまちづくりのために道路整備の事業進捗を図っているところです。

これら道路の整備を進めるにあたり、社会資本整備総合交付金は大変重要な財源ですが、今年度の要望額を大きく下回る結果となっています。

このことにより、道路整備や後継プランへの影響は計り知れないものとなり、市の活力あるまちづくりの推進に大きく影響します。また、橋梁等、点検結果に基づき、早期修繕の必要な箇所が相当数ありますが、計画的な対応ができず、安全確保が難しい状況です。

【社会資本整備総合交付金】

- ・計画名：インターチェンジおよび鉄道駅へのアクセス向上による新たな活力拠点を創出するまちづくり【パッケージ 20】 平成28年度配当率 20.2%

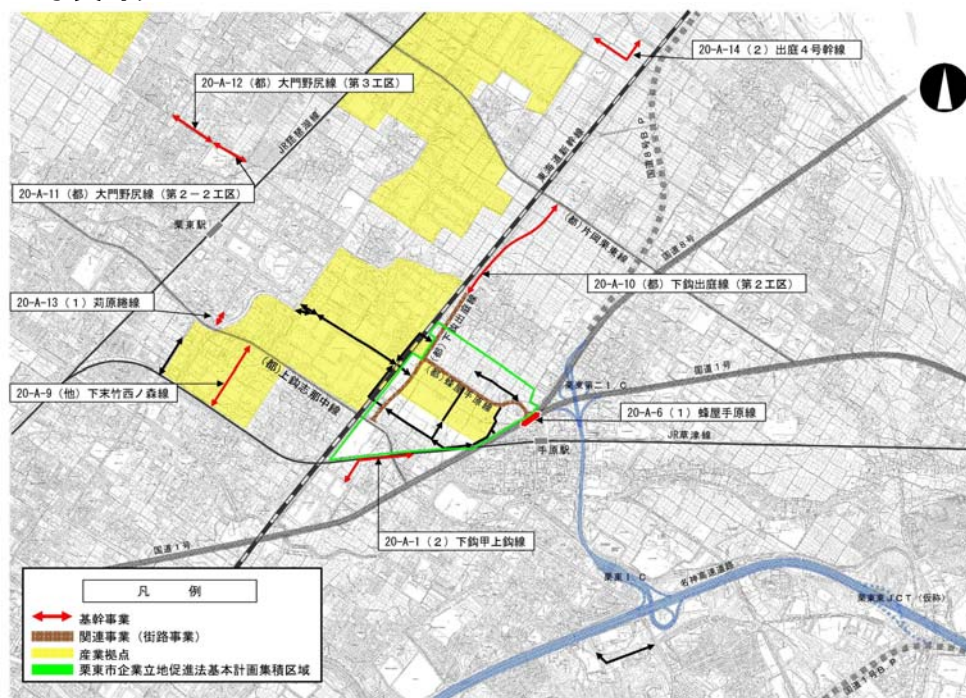
【防災・安全交付金】

- ・計画名：道路ストックの総点検および計画的な修繕による信頼性の高いみちづくり（橋梁・トンネル）【パッケージ 17】 平成28年度配当率 50.0%
- ・計画名：計画的な修繕による信頼性の高いみちづくり（法面・舗装・附属物等）【パッケージ 37】 平成28年度配当率 48.0%

〔要望内容〕

道路整備は、市街地の安全性を高める道路網づくり、地域活力創生のまちづくり、安心・安全に暮らせるまちづくりに資するため、適切な事業費の確保について、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕



(担当 建設部 道路・河川課)

継 続

【土木交通部】

22. 急傾斜地崩壊対策事業の早期完成について

〔現状と課題〕

【荒張成谷地区 急傾斜地崩壊対策事業】

集落内人家裏山の急傾斜地崩壊対策として、全体延長約 680 m を 9 工区に分割し、平成 21 年度より事業着手いただき、これまでに 1 工区から 6 工区を完成いただいています。

しかし、平成 25 年 9 月の台風 18 号により、市内山間部で土砂崩落が発生し、人命が失われました。今後も豪雨による急傾斜地での土砂崩落が危惧されています。当該事業は、人命保護を目的としていることから、早期の事業完了が必要です。

〔要望内容〕

急傾斜地崩壊対策事業は、指定区域内に居住する住民が安全・安心に暮らせるために必要な事業であることから、下記事業について、特段の配慮をお願いします。

【荒張成谷地区 急傾斜地崩壊対策事業】

当初の目標どおり、平成 29 年度末までの確実な事業完了をお願いします。

（担当 建設部 道路・河川課）

しがけん りととし あらはり なるたにちく
滋賀県 栗東市 荒張 成谷地区
急傾斜地崩壊対策総合流域防災事業

【箇所概要】

琵琶湖の南東部に位置する地域で、勾配39° 高さ20mの急傾斜地である。現地は古琵琶湖層群の砂質土・粘性土の互層であり、基盤岩類が存在しないため、安定勾配を越える傾斜角と相まって、降雨や地震等の自然現象により、崩積土の円弧すべり崩壊の危険性が高い。このような斜面の下部に17戸の人家が点在しており、土砂災害発生時には甚大な被害が予想されるため、早急な対策が必要である。

【位置図】

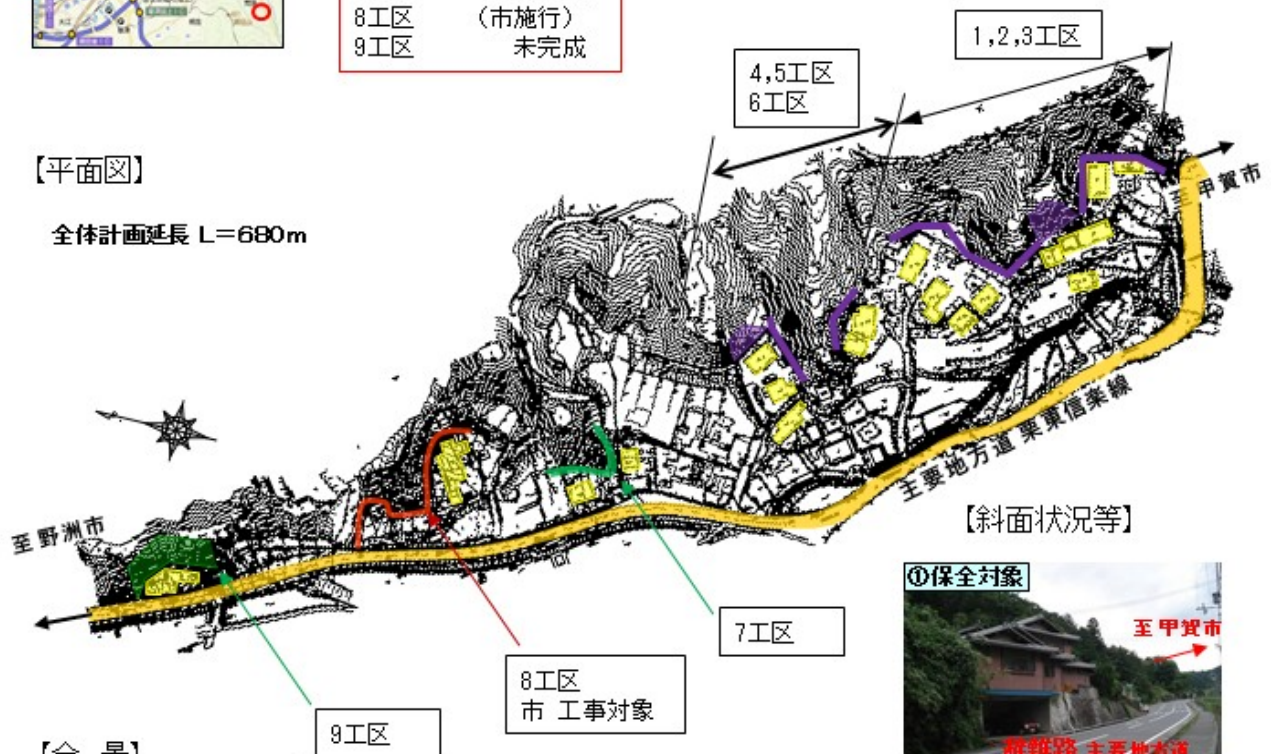


1,2,3工区	完成
4,5,6工区	完成
7工区	未完成
8工区	(市施行)
9工区	未完成

【計画概要】 保全対象 : 人家17戸、県道

【平面図】

全体計画延長 L=680m



【斜面状況等】



【全 景】



③斜面状況



④崩壊状況



【土木交通部】

23. 急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の要件緩和について

〔現状と課題〕

近年、多発しております局地的な集中豪雨や猛烈な大型台風による土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害発生が増加傾向にあり、本市におきましても、平成25年9月の台風18号では土砂崩落が発生し、人命が失われています。

土砂災害防止法により、本市では土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域として93箇所（うち特別は78箇所）の指定が行われています。しかし、急傾斜地崩壊対策事業は、15箇所において施工されたにすぎません。これは、山間部においては人家が分散しており、急傾斜地崩壊対策事業での採択要件に満たないことによるものです。

土砂災害防止対策は、市民の生命と財産を守り、活力ある経済社会と安全で快適な生活環境を創造するための基幹的事業として、財政が厳しい状況にあっても、着実に実施していかなくてはならないものであり、一刻も速い急傾斜地の崩壊対策の完了を目指し、崩壊対策事業を推進していく必要があります。

〔要望内容〕

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内に居住されている市民の暮らしに安心なまちづくりによる砂防事業の強力かつ着実な推進のため、急傾斜地崩壊対策事業における採択基準等の要件緩和について特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕

◆社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金採択基準等

都道府県が施行する急傾斜地崩壊対策防止工事で、次のすべての要件に該当し、事業費が7,000万円以上のもので、かつ、原則として、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。

1. 急傾斜地の高さが10m以上であること。
2. 移転適地がないこと。
3. 次のいずれかの要件に該当するもの。
 - ①人家概ね10戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。
 - ②市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画上重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

◆滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業採択基準

県単独補助金 工事費の90%以内

急傾斜地の崩壊を防止する設備の新設、改良または補修工事にあつて、以下の4つ全ての要件に該当するもの。

または、知事が特に必要と認めたもの。

1. 急傾斜地の高さが5mを超えること。ただし、砂防指定地、地すべり防止区域、保安林保安施設地区にかかるものならびに人工がけは除く。
2. 急傾斜地の崩壊により、家屋5戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあり緊急を要すること。
3. 生業依存度が極めて高く、他に移転することが不可能であること、または、300m以内に移転適地が無いこと。
4. 急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者等が事業に要する費用を負担することが著しく困難であること。

（担当 建設部 道路・河川課）

継 続

【土木交通部】

24. 観音寺地先の砂防えん堤事業について

〔現状と課題〕

金勝川流域における土石流対策として、観音寺地区の砂防えん堤4基について、平成21年度より事業着手いただき、1基目の砂防えん堤は平成24年度に完成いただきましたが、平成25年9月の台風18号により、観音寺水源地の崩壊や1基目えん堤の被災により、残り3基のえん堤事業が遅延しています。

今般、観音寺水源地の復旧や被災えん堤の復旧を終え、観音寺水源地直近のえん堤を今年度完成予定としていただいているところですが、残り2基の砂防えん堤事業につきましても、土砂崩壊被害の再発防止に大きな効果を発揮することから、引き続き事業推進を図っていただくとともに、早期に完成いただく必要があると考えます。

〔要望内容〕

4基の砂防えん堤事業のうち未完成である残る2基について、保全対象区域に居住する住民の安全・安心、また水源地をはじめとする公共施設等の保全のため、着実に事業進捗を図られ、早期完成いただくよう、特段の配意をお願いします。

(担当 建設部 道路・河川課)

淀川水系・金勝川通常砂防事業（滋賀県栗東市）

箇所概要

○現状の危険性：次回降雨で直下に存在する人家等に被害のおそれ

○保全対象：人家12戸、公民館、観音寺、善徳院、市道360m

全体図



位置図



事業計画

事業内容

- ・堰堤4基(透過型3基,不透過型1基)
- ・流路1式

溪流荒廃状況



保全対象



山腹荒廃状況



保全対象：観音寺



保全対象：人家

25. コミュニティバス運行対策費補助金制度の見直しについて

〔現状と課題〕

本市では平成15年3月に「市バス交通体系計画」を策定し、同5月から市コミュニティバス「くりちゃんバス」の運行を開始しました。その後は、年度毎に利用実態調査を実施し、財政改革の対象事業に挙げ、路線の合理化、ダイヤ見直しなど、効率性と移動確保の均衡を探りつつ、新たな財源も模索してきました。その甲斐あって、平成16年度では、6,200万円余となっていました市補助金(一般財源)は、度重なる改革の成果に国費補助への移行も加わり、平成26年度では、4,000万円余まで縮減することができました。

特に草津市域と統合運行する広域の先導的な見直しは、国の地域内フィーダー系統確保維持事業に採択され、延利用者や経常収益増の成果に繋がったものの県補助対象路線から外れたため減額される結果となりました。

今後についても利用拡大を図るとともに民間路線撤退等により交通網の疎隔な地域について、必要な見直しはすることとしています。そのため、県補助申請路線の新設・拡大や国費補助路線への移行など種類のケースにより、補助額は増減することも想定されます。一旦減額された補助額は、現行補助要綱において復元できるようには解釈できず、結果的にバス運行の実態と補助額が著しく乖離することになり、交通政策基本法の理念に則って取り組む市町にとって非常に厳しい運用、条項となっています。

【滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金実績】

平成25年度	補助率 1/3	2,591 千円(デマンド含む)
平成26年度	補助率 1/3	1,834 千円(〃)
平成27年度	補助率 1/3	1,749 千円(〃)

〔要望内容〕

県コミュニティバス運行対策費補助金制度における前年度補助金実績を上限とする規定について、利用者拡大や収支率改善、国費補助路線採択の例など、一定条件下に於ける弾力的な運用又は関係条項の見直しなど当該制度の拡充に特段の配慮をお願いします。

(担当 市民部 生活交通課)

【土木交通部】

26. JR在来線(琵琶湖線・草津線)の整備について

〔現状と課題〕

日本の人口が減少局面に入りつつある中、県土の持続的な発展を進めるためには、人口増加や経済活動等を誘引していく湖南地域の役割は大きく、それらの受け皿たる鉄道インフラ整備は欠くことができません。また、交通政策基本法の理念に則り人・物の円滑な移動を図り、且つ低炭素社会に向けて公共交通が果たす機能を改めて充実する必要があります。

栗東市内の旅客施設である栗東駅、手原駅ともに周辺の企業立地、住宅開発が進んだことを受けまして、両駅の利用者数はここ数年確実に増加しています。

平成27年度において、栗東市バリアフリー基本構想を策定し、特に「栗東駅周辺地区」を本構想の重点整備地区に位置づけ、栗東駅におけるプラットホームおよび自由通路へのエレベーターの設置について、特定旅客施設におけるバリアフリー整備に関する特定事業に選定し、平成28年度、平成29年度の2か年での施設整備を進めています。

【利用者実績】	栗東駅	手原駅	(単位:人/日)
平成21年度	11,493人	2,499人	
平成26年度	12,546人	2,947人	

〔要望内容〕

1. 琵琶湖線栗東駅のバリアフリー化について

琵琶湖線栗東駅バリアフリー化によるプラットホームおよび自由通路へのエレベーターおよび関連する施設整備を進めるために、事業費の確保に特段の配慮をお願いします。

2. 琵琶湖線栗東駅の新快速停車ならびに琵琶湖線複々線化について

琵琶湖線栗東駅周辺は都市居住拠点として、また隣接する環境・産業拠点の誘導とも相まって、都市機能の集積および利便性高い都市構造を目指しています。これら人口増加や経済活動の進展施策を以って更なる鉄道利用者増を見込んでおり、栗東駅の新快速の停車ならびに琵琶湖線複々線化実現に向けた事業の推進について、特段の配慮をお願いします。

3. 草津線複々線化について

本市をはじめとする湖南市、甲賀市など草津線沿線の自治体においては、まちづくり進展のため利便性の向上が不可欠であり、草津線複々線化に向けた事業の推進について、特段の配慮をお願いします。

(担当 市民部 生活交通課)

【教育委員会】

27. 公立学校施設大規模改造事業に対する国の財政的支援の堅持について

〔現状と課題〕

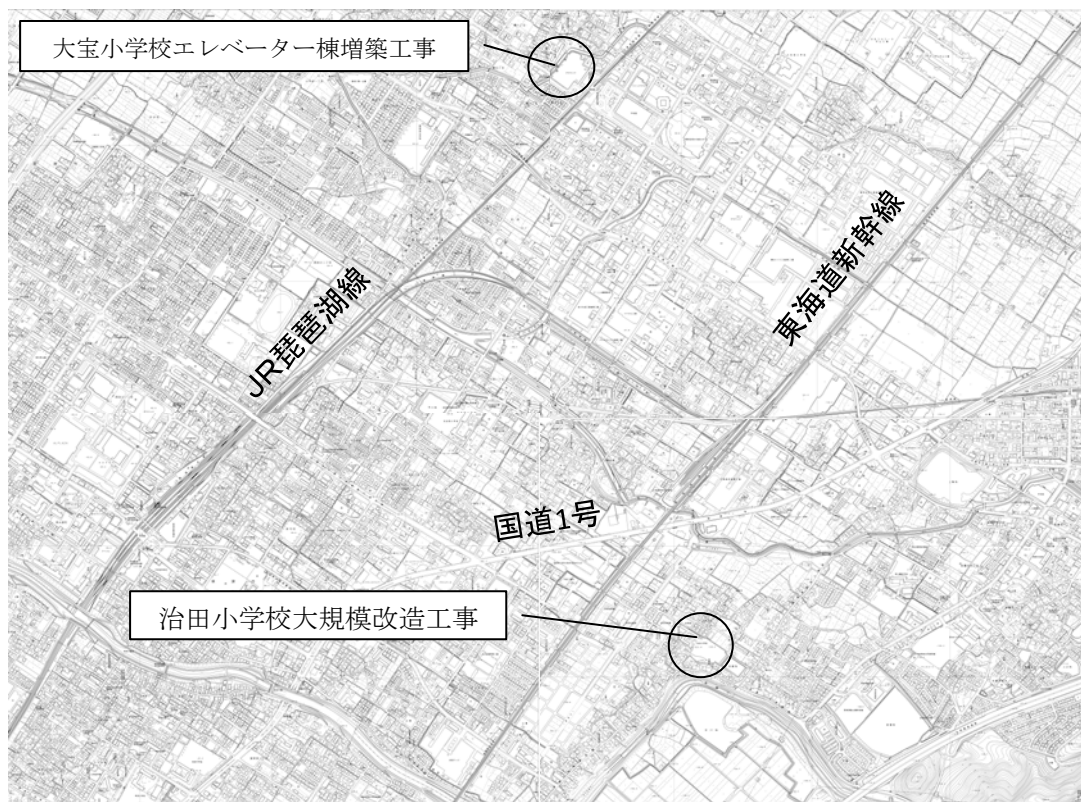
市内小・中学校は施設の老朽化が著しく、また、バリアフリー化に伴う大規模改造事業を毎年計画的に実施しております。障がい対策としてのエレベーターの設置は平成29年度で全て終わりますが、喫緊の課題である施設の老朽対策や多目的トイレの設置などの環境整備を行って行く必要があります。

〔要望内容〕

平成29年度も継続事業として、治田小学校大規模改造工事（二期工事）の実施および大宝小学校のエレベーターの設置、多目的トイレの整備、既存不適格改修工事を実施していきます。安全・安心な学校運営を行うため、平成29年度の学校施設環境改善交付金事業における、事業申請額満額での採択について、特段の配慮をお願いします。

交付金事業（治田小学校大規模改造工事、大宝小学校エレベーター棟増築工事等）

〔図面・写真等〕



（担当 教育部 教育総務課）

【教育委員会】

28. 学校給食共同調理場建設に対する国の財政的支援の堅持について

〔現状と課題〕

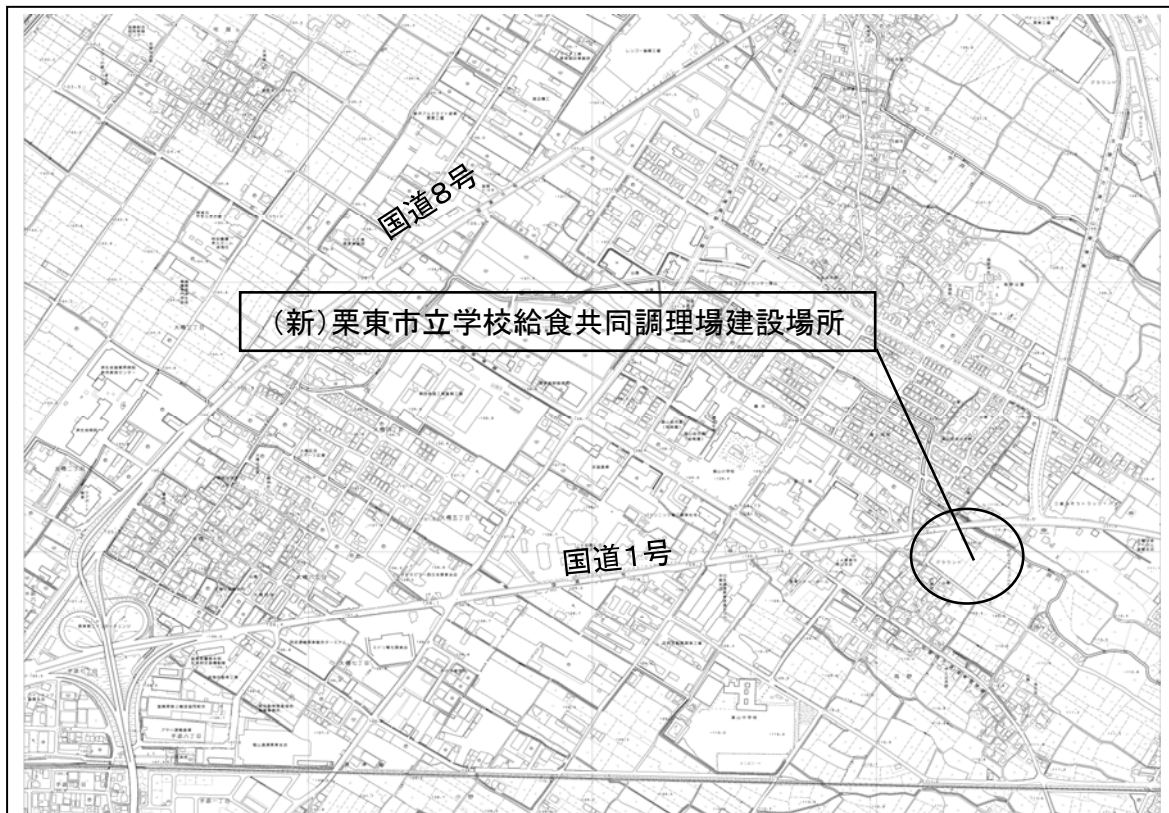
栗東市の学校給食共同調理場は、昭和48年に建設され、建築後43年が経過しており、施設の老朽化が激しくなっております。また、建物の耐震性も不足しており、早急な施設の更新が望まれております。

そのことから、平成27年度に「栗東市学校給食共同調理場建設基本構想・基本計画」を策定し、新たな場所に（新）栗東市立学校給食共同調理場を建設し、中学校給食も実施する方針とし、8,000食規模の調理場の建設を行います。

〔要望内容〕

平成30年9月開業に向け、平成29年度から平成30年度にかけて学校給食共同調理場の建設を行います。平成29年度の学校施設環境改善交付金事業における交付金に対して、事業規模に合わせた事業申請満額での採択について、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕



(担当 教育部 教育総務課)

【教育委員会】

29. 特別支援教育加配教員の配置について

〔現状と課題〕

平成19年度より本格実施された特別支援教育推進の充実に向け、本市各小中学校では、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握、校内委員会等でそれぞれの児童生徒に必要な支援を検討し、個別の支援計画の作成・運用も進んでいます。それらの児童生徒に対しては、担任や学年集団をはじめ、校内体制の中での支援を進めてきました。しかし中には前述の支援だけでなく、個別の支援対応が必要な児童生徒も多く在籍しています。市の巡回相談等による専門家の助言も受けながら、それらの児童生徒に対しての効果的な支援の必要性が明らかになってきていますが、実際にその支援をしていくとなると、そのための人材確保や時間、場の不足が大きな課題となっています。

例えば、視覚認知や聴覚認知に課題があり、一斉指導の中でも個別に対応が必要な児童生徒、LD等により、特別の場で個別の学習指導が必要な児童生徒、集団不適應の状態を示し、なかなか教室に入れない児童生徒、パニック等により別室で落ち着く時間が必要な児童生徒等、課題は様々です。児童生徒一人ひとりの教育的ニーズにできるかぎり対応するために、教師は、自分の担当外の時間や休み時間、放課後等も使って指導しているというのが現状であり、個別の指導計画が机上の理論で終わってしまうことも危惧されます。

一方、教師の特別支援教育に対する意識は年々高まってきており、校内や市・県での研修をはじめとし、様々な研修への参加や実践によって、指導についての専門性を備えた教師も出てきています。しかし、それらの教師が学校全体にその専門性を生かそうとした時、学級担任という立場ではやはり限界があります。

また、特別支援教育の推進に当たって、「小・中学校における学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）等の児童生徒への教育支援を行う体制を整備するためのガイドライン」には、校内の関係者や関係機関との連絡調整や担任への支援、巡回相談や専門家チームとの連携、校内委員会での推進役の他、保護者に対する相談窓口となることなどが、特別支援教育コーディネーターの役割として示されています。特別な教育的支援を必要とする児童生徒をとりまく環境は、家庭の状況を含めどんどん多様化・複雑化しており、児童生徒だけでなく保護者への相談・支援も大きな課題となっています。

〔要望内容〕

平成19年4月1日施行の「学校教育法等の一部を改正する法律」に規定されている「小中学校において、学習障がい（LD）・注意欠陥多動性障がい（ADHD）等を含む障がいのある児童生徒に対して適切な教育を行う」ために、特別支援教育加配教員の配置いただくよう、特段の配慮をお願いします。

（担当 教育部 学校教育課）

【教育委員会】

30. 特別支援学級の編制基準の引き下げについて

〔現状と課題〕

近年、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童・生徒は増加傾向にあり、また、その保護者のニーズも多様化しています。本市では、保護者の要望や学校園の意見を尊重しつつ、就学指導委員会において慎重な審議を実施し、該当幼児・児童・生徒にとって望ましい在籍校(学級)を答申いただいておりますが、すべてが答申どおりとはならず、重度の障害がある児童生徒と、比較的軽度な児童生徒が同一の学級に在籍するようなケースも決して少なくありません。

現在特別支援学級の編制基準は小・中学校ともに8人となっており、7人を超える学級については、県の独自措置により加配教員を配置いただいております。しかしながら、前述のように障害の程度の個人差が著しいようなケースや、重複障害が認められる児童生徒が在籍するケースなど、学校現場での指導はより困難を極めています。

個々に応じたきめ細かな教育を保障するために、特別支援学級の編制基準の引き下げと、それに伴う教職員定数の改善が喫緊の課題です。

〔要望内容〕

小・中学校における特別支援学級の学級編制の標準は現在8人となっていますが、障害のある児童生徒の教育の充実を図るため、編制基準の引き下げとそれに伴う教職員定数の改善に特段の配意をお願いします。

(担当 教育部 学校教育課)

継 続

【警察本部】

31. 栗東警察署の設置について

〔現状と課題〕

本市は、平成13年10月1日に市制施行し、平成28年4月1日現在の人口は、67,631人（住民基本台帳に基づく人口）となっています。

今後も人口の増加が見込まれ、都市としての基盤整備が求められている中、犯罪発生率は、県内平均よりも高く、また県内でも上位に位置していることから、警察力の配分に関して湖南地域の状況を考慮いただき、市民の安心安全確保と地域に密着した警察行政をより主体的に行うための拠点となる警察署の設置が必要です。

	H21.4.1 現在	H28.4.1 現在	増 減	刑法犯認知件数 (H27 年)
草津警察署管内人口	188,716 人	205,725 人	17,009 人	2,145 件
内 草津市	125,357 人	139,005 人	13,648 人	1,590 件
訳 栗東市	63,359 人	66,720 人	3,361 人	555 件
守山警察署 "	125,459 人	130,479 人	5,020 人	926 件
内 守山市	75,418 人	80,427 人	5,009 人	584 件
訳 野洲市	50,041 人	50,052 人	11 人	342 件
米原警察署 "	40,581 人	38,535 人	△2,046 人	268 件
高島警察署 "	52,348 人	49,295 人	△3,053 人	322 件

※人口は、滋賀県ホームページ「滋賀県の人口と世帯数」による。

〔要望内容〕

市民の安全安心確保のための拠点となる警察署は、是非とも必要でありますので、栗東警察署を設置していただきますよう、特段の配意をお願いします。

（担当 市民部・危機管理課）

継 続

【警察本部】

32. 警察官の増員配置について

〔現状と課題〕

本市では、近年の人口増加に伴い、悪質な犯罪や不審者、交通事故等が県内平均より高く、市民が安心、安全に暮らせる環境が必要です。

その役割を担っている交番に対する期待が大きいことから、市民の心理的な安心の確保のため、また、交番機能の強化のために人口の集積が進み都市化が著しい栗東駅前周辺地域を管轄する栗東駅前交番の警察官の増員配置が必要です。

	刑法認知件数（件）							交通事故発生状況（件）						
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
栗東駅前交番	287	357	312	373	260	237	206	140	143	117	119	107	105	91
手原駅前 "	302	310	303	279	339	332	309	260	261	226	227	203	202	200
金勝駐在所	42	51	28	35	67	48	40	34	37	25	18	26	19	24
合 計	631	718	643	687	666	617	555	434	438	368	364	336	326	315

（参考）

栗東駅前交番および手原駅前交番の体制は、栗東駅前交番が1班3名で3交代の9名、手原駅前交番が1班3名で3交代の9名に合わせ、平成24年度から手原駅前交番に日勤所長1名が配置されています。

金勝駐在所 2名（日勤）

〔要望内容〕

地域における犯罪を防止するため、パトロールの強化および交番に警察官が不在となる時間ができるだけ少なくなる体制が確保できるよう、栗東駅前交番の警察官の増員配置について、特段の配慮をお願いします。

（担当 市民部 危機管理課）

平成29年度国・県予算ならびに施策に対する要望活動日程表

(栗東市)

平成28年 8月 8日(月)

時間	要望先所管	場所	出席者
9:30	総合政策部	本館3F	市長、副市長、政策推進部長
		528-3310	
9:50	総合政策部 (防災危機管理監)	危機管理センター4F	市長、副市長、政策推進部長
		528-3448	
10:00	総務部	本館3F	市長、副市長、政策推進部長
		528-3108	
10:25	琵琶湖環境部	本館4F	市長、副市長、政策推進部長
		528-3351	
10:45	農政水産部	本館4F	市長、副市長、政策推進部長
		528-3810	
11:00	商工観光労働部	東館3F	市長、副市長、政策推進部長
		528-3711	
11:15	土木交通部	新館5F	市長、副市長、政策推進部長
		528-4110	
13:00	副知事(西嶋氏)	本館3F	市長、副市長、教育長、政策推進部長
13:15		528-3025	
13:15	副知事(池永氏)	本館3F	市長、副市長、教育長、政策推進部長
13:30		528-3025	
13:30	知事	本館3F	市長、副市長、教育長、政策推進部長
14:00		528-3021	
14:05	健康医療福祉部	新館3F	市長、副市長、政策推進部長
		528-3510	
14:30	教育委員会	新館4F	市長、副市長、教育長、政策推進部長
		528-4511	
15:15	滋賀県警察本部		市長、副市長、政策推進部長
15:30		522-1231	

平成28年 8月24日(水)

時間	要望先所管	場所	出席者
14:00	滋賀国道事務所		市長、政策推進部長、 建設部長、建設部技監
		523-1816	
15:10	琵琶湖河川事務所		市長、政策推進部長、 建設部長、建設部技監
		546-0844	

平成29年度国・県予算ならびに施策に対する要望 (進行予定)

(司会進行：南政策推進部長)

1. 開 会

(栗東市：南政策推進部長)

2. あいさつ

栗東市長あいさつ

(栗東市・野村市長)

3. 要望書手渡し

(栗東市・野村市長→要望先・代表)

4. 要望要旨説明

■ 要望書提出時の出席者と説明者

県知事	→	市長	、	副市長	、	教育長	、	政策推進部長
県副知事	→	市長	、	副市長	、	教育長	、	政策推進部長
県所管部長	→	市長	、	副市長	、	政策推進部長		
県教育長	→	市長	、	副市長	、	教育長	、	政策推進部長
その他機関	→	市長	、	副市長	、	政策推進部長	、	担当部長

5. 要望先代表あいさつ・回答

6. 質疑応答

7. 閉 会

(栗東市：南政策推進部長)

「なごやかセンター等」へのアクセス道路が変更になります

- 「なごやかセンター等」を結ぶ新たな道路として、市道名神安養寺側道線が
10月3日（月）10時に開通します。

【開通に伴い、以下の交通規制になります】

- ①市道上鉤上砥山線との交差点に



信号機が設置されます。

- ②現在の交差点（名神高速道路の
高架下付近）は、「右折禁止」に
なります。



- ③大型車両は新しい道路から下戸山
方面へ通り抜けはできません。



※路線バスは除きます。

大型



問合せ・・・道路河川課 電話：551-0119 FAX・・・552-7000

総合調整会議 報告事項

平成28年8月3日(水)

1. 報告案件 平成28年度 栗東市空き家等対策について

2. 報告事項 ①栗東市空き家等対策推進のスケジュールについて

②栗東市空き家対策に関する会議の設置について

3. 資 料

資 料 1 栗東市空き家等対策推進スケジュール平成28年度～平成29年度

資 料 2-1 空き家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)の概要

2-2 空き家等に関する施策の総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針【概要】

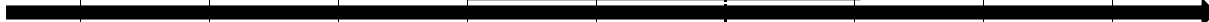
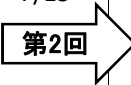
2-3 「特定空き家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)【概要】

資 料 3 栗東市空き家現地調査結果の経過(平成26年2月)～(平成28年6月)

資 料 4 栗東市空き家等対策検討協議会(任意協議会)

資 料 5 栗東市空き家対策連絡会議(庁内推進体制)

平成28年度 栗東市空き家等対策推進スケジュール表

年 度	平成28年度										平成29年度		
月	4月～6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
内 容													
栗東市空き家等 対策計画 (平成28～29年度)		着手7月12日	空き家等対策検討業務					完了3月21日			空き家等対策計画策定業務		
													
栗東市空き家等 実態調査 (平成28年度)				自治会再調査		所有者意向調査		調査集計					
													
				対象101自治会		対象200件							
栗東市空き家 情報バンク設置													
											情報バンク設置検討		
特定空き家等に対する 措置の促進													
											判断基準等の検討		
栗東市空き家等対策 推進協議会				空き家等対策検討協議会(任意協議会)					(法定協議会へ移行)				
													
				第1回		第2回		第3回					
													
栗東市空き家等対策 連絡会議 (庁内関係10課で構成)				栗東市空き家等対策連絡会議					栗東市空き家等対策連絡会				
													
	5/26	7/15											
	第1回	第2回			第3回			第4回	第5回				
													

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）の概要

背景

公布日：平成 26 年 11 月 27 日

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1 条）

参考：現在、空家は全国約 820 万戸（平成 25 年）、401 の自治体が空家条例を制定（平成 26 年 10 月）

定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（2 条 1 項）
- 「特定空家等」とは、
 - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③ 適切な管理が行われなにより著しく景観を損なっている状態
 - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。（2 条 2 項）

空家等

- ・ 市町村による空家等対策計画の策定
- ・ 空家等の所在や所有者の調査
- ・ 固定資産税情報の内部利用等
- ・ データベースの整備等
- ・ 適切な管理の促進、有効活用

特定空家等

- ・ 措置の実施のための立入調査
- ・ 指導→勧告→命令→代執行の措置

施策の概要

国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

- 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定（5 条）
- 市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定（6 条）・協議会を設置（7 条）
- 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助（8 条）

空家等についての情報収集

- 市町村長は、
 - ・ 法律で規定する限度において、空家等への調査（9 条）
 - ・ 空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用（10 条） 等が可能
- 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力（11 条）

空家等及びその跡地の活用

市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施（13 条）

特定空家等に対する措置（※）

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。（14 条）

財政上の措置及び税制上の措置等

市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う（15 条 1 項）。
このほか、今後必要な税制上の措置等を行う（15 条 2 項）。

施行日：平成 27 年 2 月 26 日（※関連の規定は平成 27 年 5 月 26 日）

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針【概要】

「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」第5条に基づき、国土交通大臣及び総務大臣が定めることとされている。

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

1 本基本指針の背景

(1) 空家等の現状

(2) 空家等対策の基本的な考え方

① 基本的な考え方

- ・所有者等に第一義的な管理責任
- ・住民に最も身近な市町村による空家等対策の実施の重要性 等

② 市町村の役割

- ・空家等対策の体制整備
- ・空家等対策計画の作成、必要な措置の実施 等

③ 都道府県の役割

- ・空家等対策計画の作成・実施等に関する市町村への必要な援助の実施 等

④ 国の役割

- ・特定空家等対策に関するガイドラインの策定
- ・必要な財政上の措置・税制上の措置の実施 等

2 実施体制の整備

(1) 市町村内の関係部局による連携体制

(2) 協議会の組織

(3) 空家等の所有者等及び周辺住民からの相談体制の整備

3 空家等の実態把握

(1) 市町村内の空家等の所在等の把握

(2) 空家等の所有者等の特定及び意向の把握

(3) 空家等の所有者等に関する情報を把握する手段

- ・固定資産税情報の内部利用 等

4 空家等に関するデータベースの整備等

5 空家等対策計画の作成

6 空家等及びその跡地の活用の促進

7 特定空家等に対する措置の促進

- ・ガイドラインを参照しつつ、「特定空家等」の対策を推進

8 空家等に関する対策の実施に必要な財政上・税制上の措置

(1) 財政上の措置

(2) 税制上の措置

- ・市町村長による必要な措置の勧告を受けた「特定空家等」に対する固定資産税等の住宅用地特例の解除

二 空家等対策計画に関する事項

1 効果的な空家等対策計画の作成の推進

2 空家等対策計画に定める事項

(1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

- ・重点対象地区の設定、空家等対策の優先順位の明示 等

(2) 計画期間

- ・既存の計画や調査の実施年との整合性の確保 等

(3) 空家等の調査に関する事項

- ・対象地区、期間、対象など調査内容及び方法の記載 等

(4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

(5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

(6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

(7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

(8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

- ・各部局の役割分担、組織体制、窓口連絡先などの記載 等

(9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

- ・対策の効果の検証、その結果を踏まえた計画の見直し方針 等

3 空家等対策計画の公表等

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

1 空家等の所有者等の意識の涵養と理解増進

2 空家等に対する他法令による諸規制等

3 空家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)【概要】

市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」に係る手続について、参考となる考え方を示すもの。

第1章 空家等に対する対応

1. 法に定義される「空家等」及び「特定空家等」
2. 具体の事案に対する措置の検討
 - (1)「特定空家等」と認められる空家等に対して法の規定を適用した場合の効果等
 - ・固定資産税等の住宅用地特例に関する措置
 - (2)行政関与の要否の判断
 - (3)他の法令等に基づく諸制度との関係
3. 所有者等の特定

第2章 「特定空家等に対する措置」を講ずるに際して参考となる事項

- ・「特定空家等に関する措置」を講ずるか否かについては、(1)を参考に、(2)及び(3)に示す事項を勘案して、総合的に判断。
- (1)「特定空家等」の判断の参考となる基準
 - ・空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を別紙に示す。
 - (2)周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か
 - (3)悪影響の程度と危険等の切迫性

第3章 特定空家等に対する措置

1. 適切な管理が行われていない空家等の所有者等の事情の把握
2. 「特定空家等に対する措置」の事前準備
 - (1)立入調査
 - ・明示的な拒否があった場合に、物理的強制力を行使してまで立入調査をすることはできない。
 - ・空家等を損壊させるようなことのない範囲内での立入調査は許容され得る。
 - (2)データベース(台帳等)の整備と関係部局への情報提供
 - ・税務部局に対し、空家等施策担当部局から常に「特定空家等」に係る最新情報を提供
 - (3)特定空家等に関係する権利者との調整
 - ・抵当権等が設定されていた場合でも、命令等を行うに当たっては、関係権利者と必ずしも調整を行う必要はない。
3. 特定空家等の所有者等への助言又は指導
 - (1)特定空家等の所有者等への告知
 - (2)措置の内容等の検討
4. 特定空家等の所有者等への勧告
 - (1)勧告の実施
 - ・固定資産税等の住宅用地特例から除外されることを示すべき。
 - ・勧告は書面で行う。
 - ・措置の内容は、規制目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内
 - (2)関係部局への情報提供
5. 特定空家等の所有者等への命令
 - (1)所有者等への事前の通知
 - (2)所有者等による公開による意見聴取の請求
 - (3)公開による意見の聴取
 - (4)命令の実施
 - ・命令は書面で行う。
 - (5)標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法による公示
6. 特定空家等に係る代執行
 - (1)実体的要件の明確化
 - (2)手続的要件
 - (3)非常の場合又は危険切迫の場合
 - (4)執行責任者の証票の携帯及び呈示
 - (5)代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い
 - (6)費用の徴収
7. 過失なく措置を命ぜられるべき者を確知することができない場合
 - (1)「過失がなくて」「確知することができない」場合
 - ・不動産登記簿情報、固定資産税情報等を活用せずに、所有者等を特定できなかった場合、「過失がない」とは言い難い。
 - (2)事前の公告
 - (3)代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い
 - (4)費用の徴収
 - ・義務者が後で判明したときは、その者から費用を徴収できる。
8. 必要な措置が講じられた場合の対応
 - ・所有者等が、勧告又は命令に係る措置を実施し、当該勧告又は命令が撤回された場合、固定資産税等の住宅用地特例の要件を満たす家屋の敷地は、特例の適用対象となる。

ガイドライン〔別紙1〕～〔別紙4〕の概要

空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を示すもの。以下は例示であり、これによらない場合も適切に判断していく必要

〔別紙1〕そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。

(1) 建築物が倒壊等するおそれがある。

イ 建築物の著しい傾斜

- ・基礎に不同沈下がある
 - ・柱が傾斜している
- 等

ロ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等

- ・基礎が破損又は変形している
 - ・土台が腐朽又は破損している
- 等

(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。

- ・屋根が変形している
 - ・屋根ふき材が剥落している
 - ・壁体を貫通する穴が生じている
 - ・看板、給湯設備等が転倒している
 - ・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している
- 等

2. 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。

- ・擁壁表面に水がしみ出し、流出している
- 等

〔別紙2〕そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

(1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。

- ・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。
- ・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
- ・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。

- ・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。
- ・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。

〔別紙3〕適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観ルールに著しく適合していない状態となっている。

- ・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合していない状態となっている。
 - ・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。
- 等

(2) その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

- ・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。
 - ・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。
 - ・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。
- 等

〔別紙4〕その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(1) 立木が原因で、以下の状態にある。

- ・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。
- 等

(2) 空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。

- ・動物のふん尿その他の汚物の放置により、臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
 - ・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。
- 等

(3) 建築物等の不適切な管理が原因で、以下の状態にある。

- ・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。
- 等

栗東市空き家現地調査結果の経過（平成26年2月）～（平成28年6月末現在）

	学区	市街化	自治会名	空き家戸数		空き家解消の理由	備 考	自治会 配布数	自治会 世帯数	空き家率
		調整		H26.2	H28.6					空数/世帯数
1	1 治田⑩	1	岡	8	4	入居1戸、除却2戸、除却→新築1戸			426	0.9%
2		2	目川	0	0				854	0.0%
3		3	目川住宅	0	0			86	97	0.0%
4		4	坊袋	3	2	入居1戸（リフォーム）			361	0.6%
5		5	川辺	8	7	入居1戸			687	1.0%
6		6	川辺住宅	2	1	除却→新築1戸	S43～	65	83	1.2%
7		7	上鈎	2	2				456	0.4%
8		8	上鈎住宅	2	2		公団住宅		17	
9		8	旭町	0	0			53	77	0.0%
10		9	新屋敷	1	1				280	0.4%
11		10	小柿四区	1	0	入居1戸			239	0.0%
小計	11	10		25	17	8戸減			3,577	
1	2 治田東⑬	1	下戸山	4	2	入居2戸（住宅、店舗）	（一部調整）		626	0.3%
2		2	下戸山親交	4	2		市営住宅		59	
3		2	下戸山グリーンハイツ	0	0		S61～	51	52	0.0%
4		3	リバティール下戸山	0	0		H5～	76	85	0.0%
5		4	きららの杜(新自治会)			新自治会	H17～	68	94	0.0%
6		5	川辺県営住宅	11	6		県営住宅		126	
7		5	灰塚	11	6	入居1戸、除却1戸、除却→新築3戸(内未入1戸)	S50～	112	136	4.4%
8		6	平葉	0	0		S57～	58	69	0.0%
9		7	川辺グリーントウン	0	0		S62～	47	49	0.0%
10		8	安養寺東						282	0.0%
11		9	安養寺西	2	1	除却1戸			296	0.3%
12		10	安養寺南区	0	0				283	0.0%
13		11	安養寺北区	1	1				302	0.3%
14		12	安養寺団地	0	0		市営住宅		93	
15		12	安養寺一区	0	0				48	0.0%
16		13	安養寺レークヒル	1	0	入居1戸	H11～	160	175	0.0%
小計	16	13		19	10	9戸減			2,775	
1	3 治田西⑪	1	下鈎甲	2	2				552	0.4%
2		2	下鈎乙	0	0				397	0.0%
3		3	下鈎糠田井	0	0				231	0.0%
4		4	湖南平				S50～	132	180	0.0%
5		5	北浦団地	2	1	除却→新築1戸	S55～	174	181	0.6%
6		6	小柿一区	0	0				412	0.0%
7		7	小柿二区	5	5		（旧興人団地3戸）		371	1.3%
8		8	小柿三区	0	0				299	0.0%
9		9	日の出町	3	3			106	106	2.8%
10		10	中沢	0	0				626	0.0%
11		11	中沢グローバル	0	0		分譲マンション		199	
12		11	中沢団地	3	3		S45～	249	248	1.2%
小計	12	11		15	14	1戸減			3,802	
1	4 金勝⑱	1	山入	0	0				211	0.0%
2		2	辻越	3	1	入居2戸			51	2.0%
3		3	蔵町	3	2	入居1戸			74	2.7%
4		4	中村	4	4		（一部調整）		445	0.9%
5		5	上向	3	2	除却1戸（駐車場として利用）			80	2.5%
6		6	下向	1	1				85	1.2%
7		7	川南	0	0				273	0.0%
8		8	中浮気団地	2	0	入居2戸	S46～	32	40	0.0%
9		9	美之郷	1	1				84	1.2%
10		10	浅柄野	0	0				44	0.0%
11		11	雨丸	0	0		（一部調整）		124	0.0%
12		12	ルモンタウン	7	0	入居7戸	H8～	284	313	0.0%
13		13	片山	0	0				47	0.0%
14		14	走井	2	2				23	8.7%
15		15	成谷	3	3				51	5.9%
16		16	井上	0	0				44	0.0%
17		17	東坂	1	1				50	2.0%
18		18	観音寺	2	2				22	9.1%
小計	18	18		32	19	13戸減			2,061	

栗東市空き家現地調査結果の経過（平成26年2月）～（平成28年6月末現在）

	学区	市街化	自治会名	空き家戸数		空き家解消の理由	備 考	自治会 配布数	自治会 世帯数	空き家率 空数/世帯数
		調整		H26.2	H28.6					
-	5トレ セン		トレセン一区	 	 		トレセン		603	
-	⑧		トレセン八区	 	 		トレセン			
小計	8	0		0	0				603	
1	6 葉山東 ⑪	1	伊勢落	4	2	除却→新築2戸（内建築中1戸）			88	2.3%
2		2	林	4	3	除却1戸	（一部調整）		524	0.6%
3		3	六地藏	4	2	入居1戸、除却→新築1戸			207	1.0%
4		4	六地藏団地	0	0		S46～	82	91	0.0%
5		5	小野	1	0	除却1戸			132	0.0%
6		6	小野南(新自治会)	 	 	新自治会		42	44	0.0%
7		7	北尾団地	3	2	除却→新築1戸		91	107	1.9%
8		8	赤坂	8	4	入居1戸、除却→新築1戸、除却2戸	S47～	171	207	1.9%
9		9	栗東ニューハイツ	26	21	入居3戸、除却1戸、除却→新築1戸	S45～	497	581	3.6%
10		10	日吉が丘	4	4		S63～	71	81	4.9%
11		11	手原	11	9	除却→新築2戸			791	1.1%
12			手原団地	 	 	市営住宅			100	
小計	12	11		65	47	18戸減			2,953	
1	7 葉山 ⑨	1	大橋	3	2	入居1戸			648	0.3%
2			大橋住宅	 	 	市営住宅			36	
3		2	宅屋	0	0				151	0.0%
4		3	中	3	2	入居1戸	（一部調整）		166	1.2%
5		4	出庭	0	0		（一部調整）		295	0.0%
6		5	清水ヶ丘	1	1		S45～	158	200	0.5%
7		6	辻	4	4				427	0.9%
8		7	小坂	3	3				621	0.5%
9		8	今土	0	0		（一部調整）		341	0.0%
10		9	葉山団地	5	3	除却→新築1戸、入居1戸		152	169	1.8%
小計	10	9		19	15	4戸減			3,054	
1	8 大宝東 ④	1	蜂屋	2	2				244	0.8%
2		2	野尻	2	2		（一部調整）		198	1.0%
3			サンシェ栗東グランディス	 	 	分譲マンション			120	
4			グレースィ栗東エクサージュ	 	 	分譲マンション			83	
5			ジオコート栗東	 	 	分譲マンション			113	
6			メッセビース栗東ステージンスクエア	 	 	分譲マンション			70	
7		3	縹東	0	0				413	0.0%
8		4	縹南	0	0				234	0.0%
9			ウイングビュー	 	 	分譲マンション			393	
10			ガーデンズスクエア	 	 	分譲マンション			154	
11			ネバーランド	 	 	分譲マンション			71	
12			エスロード栗東	 	 	分譲マンション			45	
小計	12	4		4	4				2,138	0
1	9 大宝 ⑬	1	縹北出	4	3	入居1戸			285	1.1%
2		2	縹南出	3	0	除却1戸、入居1戸、除却→新築1戸			309	0.0%
3		3	縹花園	2	2				329	0.6%
4		4	縹七里	0	0				60	0.0%
5		5	大宝団地	3	2	入居1戸	S49～	127	133	1.5%
6		6	縹成和	3	3			102	102	2.9%
7		7	縹南橋	0	0			51	54	0.0%
8			グレースィ栗東オーブ	 	 	分譲マンション			152	
9			グレースィ栗東ビステージ	 	 	分譲マンション			78	
10			グレースィ栗東セレージュ	 	 	分譲マンション			173	
11			グレースィ栗東デュオ	 	 	分譲マンション			90	
12			サーパス栗東駅前	 	 	分譲マンション			64	
13			エスロード栗東第2	 	 	分譲マンション			105	
14			エスロード栗東駅前・グランデンス	 	 	分譲マンション			110	
15		8	西浦	7	3	除去→新築2戸、入居2戸		136	128	2.3%
16		9	円田団地	0	0		S44～	46	50	0.0%
17		10	荻原	0	0				396	0.0%
18		11	市川原	1	0	入居1戸			52	0.0%
19		12	笠川	1	1				258	0.4%
20		13	北中小路	5	2	除却2戸、入居1戸			367	0.5%
小計	20	13		29	16	13戸減			3,295	

栗東市空き家現地調査結果の経過（平成26年2月）～（平成28年6月末現在）

	学区	市街化	自治会名	空き家戸数		空き家解消の理由	備 考	自治会 配布数	自治会 世帯数	空き家率 空数/世帯数
		調整		H26.2	H28.6					
1	10 大宝西 ⑫	1	小平井一区	0	0				358	0.0%
2		2	小平井二区	7	4	除却2戸、入居1戸		113	126	3.2%
3		3	小平井三区	0	0				324	0.0%
4		4	小平井四区	0	0				145	0.0%
5		5	小平井五区	2	1	入居1戸			238	0.4%
6			小平井香鳥(新自治会)				県営住宅	66	68	
7		6	霊仙寺	7	4	入居2戸、除却1戸			448	0.9%
8		7	霊仙寺住宅					43	50	
9		8	海老川	0	0			131	136	0.0%
10		9	十里	0	0				123	0.0%
11		10	明日香	0	0			36	43	0.0%
12		11	美里	0	0				99	0.0%
小計	12	11		16	9	7戸減			2,158	
合計	131	100	対象自治会131の内101	224	151	73戸減	新2自治会含む		26,416	

平成26年2月調査時空き家状況集計→平成28年6月現在の状況

平成26年2月調査自治会	98自治会	対象外30自治会
--------------	-------	----------

空き家のある自治会	58自治会
空き家のない自治会	40自治会

空き家の数	224戸
-------	------

↓
平成28年6月末現在

空き家の数	151戸	73戸減
-------	------	------

平成28年6月再調査予定自治会	100自治会	対象外30自治会
-----------------	--------	----------

1．空き家調査の経過について

①関係自治会へのアンケート調査

- ・平成25年11月14日付け栗土第1787「空き家実態調査の協力をお願い」の送付
- ・集合住宅の自治会等を除く99自治会
- ・アンケート調査の期間へ平成25年11月14日～12月20日（金）まで
- ・空き家候補の報告224戸

②職員による空き家の現地調査

- ・平成26年2月空き家候補224戸について、担当職員による現地調査（但し、現地調査時に5戸が空き家解消）
- ・水道の開閉栓状況等から空き家と判定。

③職員による空き家の現地再調査

- ・平成28年6月空き家224戸について、担当職員により現地再調査
- ・水道の開閉栓状況等から151戸を空き家と判定。（73戸空き家が減少）

※自治会戸数について

①自治会配布数

- ・広報等の配布数の内、集合住宅等の配布数を除いた数を計上。
- ・自治会未加入等については、考慮していない。

②世帯数について

- ・平成28年7月1日人口集計の自治会別世帯数を計上（同一敷地等での世帯分離等は数は顧慮していない。）

※空き家率について

- ・空き家率は、自治会毎の空き家数を世帯数で除した値を％で表示。

(設置)

第1条 栗東市における空き家等対策計画を策定するについて必要となる空き家等の分布状況や管理状態、発生要因等の調査に基づき、その対策等について既存の制度や現状の課題等について検討を行うことを目的に栗東市空き家対策検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等対策計画 空き家等対策に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条に規定する空き家等対策計画をいう。
- (2) 空き家等 空き家等対策に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条に規定する 空き家等をいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、空き家等対策の検討に関することを所掌する。

2 協議会は空き家等対策の検討結果について市長に報告する。

(組織等)

第4条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等の代表者
- (3) 建築、不動産及び法務関係者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第3条第2項の規定による報告をする日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 協議会に副会長を置き、会長が委員の中から指名したものを充てる。

3 会長は、協議会を代表し、協議会を総理する。

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、建設部住宅課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年 月 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第3条第2項の規定による報告をした日をもって、その効力を失う。

栗東市空家等対策連絡会議設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程（平成 18 年栗東市訓令第 8 号）に基づき、栗東市空家等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（目的）

第2条 連絡会議は、本市において適切な管理が行われていない空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的に設置する。

（任期）

第3条 連絡会議を構成するチーム員（以下「チーム員」という）の任期は、任命の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、チーム員が欠けた場合における補欠チーム員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 チーム員の任期は、関係課相互の連絡調整組織という性格を踏まえ、空家等対策の状況により、必要に応じて延長することができる。

（構成）

第4条 チーム員は、別表に定める所属より、課長補佐級、係長（主幹）級又は主査級職員の内、市長が任命する者とする。

2 連絡会議を代表する者（以下「チーム長」という。）は、住宅課長があたるものとする。

3 チーム員を有する所属長は、チーム員と共同して調査、研究、調整等を行う。

（庶務）

第5条 連絡会議の庶務は、建設部住宅課において処理する。

2 活動経費は、建設部住宅課において予算化し、処理するものとする。

（運営）

第6条 チーム長は、プロジェクトを総理し、会議を招集する。

2 チーム員は、各所属における組織横断的な問題意識を提案し会議の俎上に載せることで、各所属が相互に連携し、相乗効果を目指すものとする。

（成果物）

第7条 連絡会議において検討及び調整した内容は、（仮称）栗東市空家等対策協議会及び総合調整会議に報告するとともに、全ての職員への情報共有に努めるものとする。

（資料提出等の協力）

第8条 連絡会議は、必要に応じて各課等に資料の提出、意見の陳述、説明その他の協力を求めることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 28 日から施行する。

(別 表)

「栗東市空家等対策連絡会議」構成担当課

担 当 課 (係)	備 考
政策推進部 元気創造政策課	総合戦略関係
総務部 税務課	固定資産税課税標準額の特例関係
市民部 自治振興課	自治会関係
危機管理課	防災・防犯関係
環境経済部 環境政策課	生活環境・栗東市生活環境保全条例関係
農林課	空家利活用(農林業関連)など
商工観光課	空店舗や空家利活用によるまちづくりなど
建設部 都市計画課	景観・立地適正化計画との整合
道路・河川課	道路法・法定外公共物関係
住宅課	事務局